



長与町協働のまちづくり基本方針



平成 24 年 3 月

長与町

目 次

. 基本方針策定の趣旨	1
. 今、なぜ協働なのか（協働が求められる背景）	2
1. 住民ニーズの複雑・高度化と国、地方を通じた深刻な財政状況	2
2. 地方分権の時代のまちづくり	3
3. 核家族化、少子高齢化の進展に伴う保育・介護の社会化の必要性	3
4. 安全・安心意識の高まりと環境問題への対応	4
5. 共生社会への萌芽	5
. 新たな公共の担い手	6
1. 三区分による公共の担い手	7
(1) 住民セクター	7
(2) 企業セクター	7
(3) 行政セクター	8
2. これら公共の担い手を取り巻く諸情勢	9
(1) NPM から PPP へ	9
(2) ガバメントからガバナンスへ	10
(3) 「新しい公共」の考え方	11
3. 公共の担い手と協働手法	12
. 目指すべき協働の姿	13
1. 協働の形態と範囲	13
(1) 住民が主体となる取組で行政が支援を行うもの	13
(2) 行政が推進する取組に住民が協力するもの	13
(3) 住民と行政が同等の立場で取り組むもの	14
(4) 「新しい公共」	14
2. 協働の目的	15
(1) 英知を結集したまちづくり	15
(2) 多様なニーズへの柔軟な対応	15
(3) 地域課題への適切な対応	16
(4) 連帯感と活気ある地域社会	16
3. 協働の担い手	18
4. 協働の基本原則	20
5. 協働の手法	22
(1) 主に個人を対象	22
(2) 主に団体を対象	23

. 町の具体的な取組	24
1. 環境整備（基盤・体制整備）	24
(1) 庁内推進体制整備	24
(2) 協働意識の啓発	24
(3) 協働推進組織の立ち上げ	24
(4) 活動の場の確保充実	24
(5) 総合的かつ効果的な情報の収集と効果的発信	25
(6) 新たな協働へ向けた事業の見直しと評価	25
2. 組織的な取組	25
(1) 町民のまちづくりへの参画促進	26
(2) 多様な担い手との協働の促進	26
3. 個別分野での取組	26
(1) NPO・ボランティアの育成	27
(2) 生涯学習（大学等との連携）	27
(3) 防災	27
(4) 防犯	28
(5) 地域福祉	28
(6) 景観、環境美化・緑化、ごみ減量化	29
4. 地域コミュニティ組織の自立発展に向けた取組	30
(1) 自治会活動の推進	30
(2) 地区コミュニティ組織活動の推進	30
 参考資料	31
1. 協働取組状況調査	31
(1) 調査方法	31
(2) 協働手法の例	31
(3) 協働取組状況調査結果	32
(4) 協働取組状況調査結果の総括	34
2. 本町における特徴的な取組	36
(1) 「ごみの16分別と資源物回収」	36
(2) 「ファミサポ」と「ちょいさぽ」	36
(3) これらの取組から見えること	37
3. 町民意識調査	38
(1) 長与町まちづくり町民意識調査概要	38
(2) 調査結果	38
(3) 意識調査結果の総括	43
4. 本町における地域コミュニティ組織の現状と課題	44
(1) 自治会	44
(2) 地区コミュニティ組織	44
(3) 課題	45
5. 本基本方針の策定経過	46

I. 基本方針策定の趣旨

本町では現在、基本構想に示されたまちの将来像「郷(さと)の和気(わき)、夢・緑・創造のまち ながよ」の実現に向け、まちづくりを進めています。

そこには、これから先本町が、かつて経験したことがない少子高齢・人口減少社会を迎えるにあたり、活発な交流に培われた力強い地域力を結集し、自然環境と都市機能が高い次元で調和したまち、人に優しい持続可能な成熟したまちをつくっていくという意志が込められています。

今日の私たちは、社会・経済の地球規模の大きな変化に翻弄され、将来を見通すことが容易ではない時代を生きていますが、このような中、すべての人が安心して暮らせる豊かで成熟した地域社会を創造し次世代に引き継いでいくには、地域の英知と資源を結集した主体的かつ個性的なまちを創ることが求められています。また、その実現には地域を構成する多様な担い手相互の幅広い協働が欠かせない存在となっています。

特に子育て支援、高齢者・障害者の見守り、地域の安全確保、地球温暖化対策などの分野においては、地域住民の助け合い、相互扶助の精神に基づいた参画・協働が不可欠です。

そして、すでに本町においては、県内の他自治体に先駆けて、すべての小学校区に地区コミュニティ組織が設立され、親睦・融和、保健・福祉、環境、文化、社会教育、青少年健全育成、防災・防犯等に関する様々な活動が展開されています。さらに、全町的な取組であるごみの分別、資源物回収をはじめ、子育てサロン¹、通学児童の安全確保、高齢者の見守り・安否確認など、町ぐるみまたは町民の自発的な協働の取組や、ファミリーサポート²・ちょいさぽ³等、先進的な協働による相互扶助の実践も始まっています。

現在、平均年齢が県内で最も低い水準にある本町ですが、今後いっそう高齢化が進展するであろうことに疑う余地はありません。この状況に適切に対応し、文字どおり「郷(さと)の和気(わき)」を実現するには、これら協働の歩みをより確かなものとすることが求められています。

こうしたことから、ここに「長与町協働のまちづくり基本方針」を策定し、その理念をまちを構成するすべての人々と共有するに努め、各種協働の取組のより活発かつ効果的推進を図ることを目指します。



¹ 子育てサロン：地方自治体の公民館などが開いているもので、小さな子どもを持つ親が気軽に集まることのできる場所。子どもが小学校に上がり時間の余裕ができた母親や、子育ての終わった先輩母親などの地域住民が協力するのが特徴となっている。

² ファミリーサポート：子育ての手助けをしてほしい人と手助けしたい人がともに会員となり、お互いに助け合っていく会員制のサービス。市町村が設立・運営し、育児や送迎などのサービスを行う。

³ ちょいさぽ：本町社会福祉協議会が運営する高齢者や一般住民を対象とした身近な場面で支援し合う有償のサービス。

Ⅱ. 今、なぜ協働なのか(協働が求められる背景)

本町が目指すまちの将来像「郷(さと)の和気(わき)、夢・緑・創造のまち ながよ」の実現には、地域を構成する多様な担い手相互の幅広い協働が不可欠であることは、前節で触れたとおりです。

全国的に見ても、これまでの行政主導のまちづくりが行き詰まりを見せる中で、「協働」の観点が重要視され、活力ある地域社会づくりに不可欠なものであるとの認識が一般的になってきました。

そこで、「今、なぜ協働なのか」、この率直な問い合わせから本町における効果的な協働のあり方を考えていくこととします。

1. 住民ニーズの複雑・高度化と国、地方を通じた深刻な財政状況

私たちの暮らしは、少子高齢社会の到来、深刻な環境問題、飛躍的な情報通信技術の発達、急速な国際化、深刻な経済不況などの、かつて経験したことがない規模の社会経済情勢の激しい変化の中で、翻弄され続けています。人々の価値観や生活様式は多様化し、家族のあり方や働き方が大きく変化する中で行政に対するニーズは複雑・高度化しています。

他方、国と地方は危機的な財政状況にあり、行政のみでこれらのニーズに対応していくことは、質的にも量的にも限界となってきています。

かつて至る所で見られた隣近所での助け合いを基本とした相互扶助は、地域の課題解決に一定の機能を果たしてきましたが、近年の社会・経済の激しい変化の中で失われつつあり、これに代わり行政への依存が進んできたという一面が指摘されています。一方で、豊富な知識や経験を有したいわゆる「団塊の世代」のサラリーマンが地域に戻りつつあり、これら新たな地域資源とも言うべき人々が少なからずまちづくりや地域貢献に関心を持っているという状況があります。

今日の行政に対するニーズには、住民団体や NPO¹などでも十分に対応し得るもの、あるいはそれらに委ねた方がむしろ効果的なものが相当数含まれており、その意思と能力を有する住民が多数存在しています。

こういった状況を踏まえ、これから時代には、国と地方の深刻な財政状況を背景に、「行政」は行政でなければ対応し得ない領域への重点化を図る一方で、地域の多様な担い手との協働を通じ、その英知を結集した主体的で個性的なまちづくりが求められています。



¹NPO (*non-profit organization*): 非営利組織。各地域のニーズや社会問題を解決しようと活動する営利を目的としない団体。

2. 地方分権の時代のまちづくり

明治以来の中央集権型行政システムは、限られた資源を重点的に配分し効率的に活用することで、後発国であった我が国の近代化と経済発展に非常に効果的に寄与してきました。しかし主要先進国の一員となり社会が成熟するにつれ、権限・財源・ひと・情報の東京への過度の集中が地方の資源と活力を奪い、さらに地域の個性を軽視した全国画一の行政により地域特有の生活文化が衰退するなど、むしろ弊害が目につくようになってきました。そしてこのことへの反省から、平成12年の地方分権一括法の施行以降今日まで、地方分権に向けた様々な取組が進められてきたところです。

「地域のことは地域に住む住民が決める」という地方分権の目的を、国は「国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことができる地域社会の実現」(地方分権改革推進法)としており、このことは、今やまちづくりの分野においても地域間競争の時代を迎えたことを示しています。

こういったことから、地方分権の今の時代には、地域固有の自然、歴史、文化を基調とし、地域の英知と資源を結集した主体的で個性的なまちを創ることが求められており、その実現には地域の多様な担い手相互の協働を欠くことはできません。



3. 核家族化、少子高齢化の進展に伴う保育・介護の社会化の必要性

人口減少社会の到来が取り沙汰されている今日ですが、我が国の平成20年度の合計特殊出生率¹は1.37と、長期的に人口が維持される2.07を大きく下回っており、平成17年を境として総人口が減少局面に入ったと言われています。また国は、平成20年に22.1%であった高齢化率(65歳以上人口比率)を平成32年には31.8%と見込むなど、本格的な高齢社会の到来を予測しています。



従来からの核家族化傾向に加え、これら少子・高齢化の進展により、将来的に「高齢単独世帯」や「高齢者のみの世帯」の増大が予測されますが、これらの世帯では世帯員相互の支援が期待できないことから、地域や社会に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

一方、子育て世帯においても、核家族化や近年の地域コミュニティの弱体化等により地域の中で孤立を深め、児童虐待をはじめとする様々な問題が顕在化しています。

こういったことから、特にこれらの分野においては、地域全体で保育、介護を担う「保育・介護の社会化」とそれを地域の多様な人々が担う「地域協働」の観点が不可欠となっています。

¹合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

4. 安全・安心意識の高まりと環境問題への対応

近年、世界的に地震・津波・ハリケーン等大規模な自然災害が猛威を奮っており、我が国においても近い将来の東海地震・東南海地震・南海地震・首都直下地震等の大規模地震発生が危惧されています。治安の面から見ても、振り込め詐欺や悪質商法、各種ストーカー犯罪、食品への毒物混入事件、テロとも言える無差別殺傷事件等様々な凶悪事件が多発しています。

さらに、これら自然災害や犯罪以外にも私たちの身辺には、交通事故や新型インフルエンザ、深刻な社会問題となっている自殺など日常の平穏な生活を脅かす様々なリスクが存在しており、このような事情を背景に、近年人々の間に安全・安心に対する意識が急速に高まっています。

こういった中、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）時の地域住民の自発的な相互扶助が被災者の救出とその後の復興に大きな成果をもたらした例などを踏まえ、地域住民の連帯や相互扶助がこれら災害や犯罪を未然に防止し、被害の拡大を防ぐことに効果的であるとの認識が一般的になってきました。

また、現在世界的に喫緊の課題とされ、海面上昇や農作物の減収などを通じ人類の生存をも脅かしかねない地球温暖化に対する危機感も人々の間で共有され始めています。

対策としては、太陽光・風力等再生可能エネルギーを活用し化石燃料¹依存からの脱却を図るなど、温室効果ガス²削減の取組を進めていくと同時に、大量生産、大量消費、大量廃棄に依存した生活様式を改め、地球環境への負荷を軽減していく必要がありますが、それには住民・企業・行政が一体となった取組が不可欠となっています。



¹ 化石燃料：地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物。特に、石炭・石油・天然ガスなど燃料として用いられるもののこと。

² 温室効果ガス：地球に温室効果をもたらすガス。二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなど。

5. 共生社会への萌芽

かつて我が国では、至る所に隣近所での助け合いを基本とした地域コミュニティが存在し、ちょっとした手助けや精神的なサポートなどを地域の人と人との関わり合いの中で相互に提供し合い、課題解決を図るといったことが日常的に行われてきましたが、近年の社会・経済の激しい変化の中でそういう機能が失われつつあるとして問題視されています。

しかし一方では、被災者同士の助け合いや全国各地からのボランティアの参集が見られた兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に、国民の中にそれまでにない力強い相互扶助の気運が生じ、その後のボランティアやNPO活動の活性化につながっています。

これらの動きは現在、子育て、通学児童の安全確保、高齢者介護・見守りなどといった分野において全国で着実に根付きつつありますが、その背景には、行き過ぎた競争社会により他者への配慮が失われかねない現状への危機感から「ものの豊かさよりこころの豊かさを求める」姿勢や「人と人との関係のあり方が社会の豊かさの重要な要素」とあるとの認識が一般的になってきたことがあります。最近では、未曾有の被害をもたらした東日本大震災において、被災地の人々の、また日本人一人ひとりの支え合い助け合う姿が世界中の人々に深い感銘を与え、こういった地域での相互扶助による二次災害抑止効果が高く評価されたことは記憶に新しいところです。

この例が示すように、これからの中高齢社会におけるまちづくりには、幅広い分野での相互扶助に立脚した協働が不可欠となっており、これら「共生社会」実現に向けた萌芽を大切に育み、その歩みを確かなものにすることが重要です。



Ⅲ. 新たな公共の担い手

かつての日本には、長らく多様な「民」が公共を担っていた時代がありました。古くから労力や金銭を融通し合う結・講・座などの伝統的な相互扶助による社会システムが存在し、生活の安定や生産性の向上に大きな役割を果たしました。また江戸時代には全国津々浦々に寺子屋という世界有数の教育システムが行き渡り、様々な職業の人々が庶民に質の高い教育を提供しました。当時の我が国の識字率は世界最高水準にあり、明治以降の日本のめざましい近代化は、多様な民が支えた国民の高い教育水準が可能にしたとも言われています。

このように、かつて非常に重要な公共の一翼を担い、支え合いと活気がある地域社会を形づくっていた民でしたが、中央集権による近代化の過程で徐々に官が肥大化し、戦後の行き過ぎた個人主義や地域コミュニティの弱体化とも相まって、近年では公共のほとんどすべての部分を官が担わざるを得ない状況を作り出しました。昨今の高齢者の孤独死や子育て世帯の孤立化による児童虐待などといった不幸な事件の発生は、一人ひとりが社会から孤立し、専ら自身のこと、身近なことを中心に考えるようになってしまった不幸な現代の風潮を示しています。

しかし一方では、近年の社会経済情勢の激しい変化を背景に、公共の大半を官に依存した社会システムが限界に達しつつある中で、まちづくりの様々な分野における公共の新たな担い手として、住民や地域団体・NPO¹・企業などの存在が見直されつつあります。前節でも触れたとおりに協働の気運も熟しつつあり、全国的に様々な取組も始まっています。

現在、全国で試みられている様々な協働の取組は、かつて日本に存在した多様な民が公共を担う社会システムを今の時代に再構築することに他なりません。

ここでは「行政」及びこれから先行政とともに公共の一翼を担うことが期待される民について、「住民」「企業」の各セクターに大別し、協働の観点から整理してみることとします。



¹NPO:2 ページ脚注参照。

1. 三区分による公共の担い手

(1) 住民セクター

住民、個人ボランティア、
地域コミュニティ組織（自治会・地区コミュニティ組織） 地域活動団体（ボランティア団体・NPO等）

- ・ 従来からボランティア（団体）や地域コミュニティ組織を中心に行行政との協働を担ってきました。また、平成10年の特定非営利活動促進法の施行により、NPO法人が活動の場を広げてきましたが、いずれも行政パートナーとしての色彩が強く、主体的に公共を担うまでには至っていない状況です。
- ・ まちづくりの主役は、言うまでもなく住民ですが、長らく専ら公共サービスの受け手として位置付けられてきました。今後は、まちづくりの当事者であるとの自覚を持ちながら各人ができることを行い、行政サービスの受け手であると同時に提供者として公共の一翼を担うことが期待されています。



(2) 企業セクター

企業・商店等事業者

- ・ 利潤追求を旨とする企業セクターは、これまで行政との契約による企業活動の領域で、行政サービスの提供を担ってきました。当初はアウトソーシング¹という行政サービスの単なる外注先にすぎませんでしたが、近年では指定管理者制度²・PFI³・市場化テスト（官民競争入札）⁴など、時代の要請に応えつつ、その資金やノウハウの活用から各種課題への対応策・解決策の提案にいたるまで、より複雑で高度な手法で関与するようになってきました。
- ・ 住民とともに地域社会を構成する企業・商店等の企業セクターについては、利潤追求が目的とはいえ、併せて社会的使



¹ アウトソーシング (*Outsourcing*)：企業・役所内で行っていた業務の一部を専門的な知識や経験のある外部の会社に委託し、利益と効率をあげる経営手法。

² 指定管理者制度：従来、直営か地方公共団体の出資法人等に限られていた公の施設の管理・運営を、地方公共団体が指定する法人やその他の民間事業者に行わせる制度。

³PFI (*Private Finance Initiative*)：社会資本整備などにおいて設計・建設・維持管理・運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの供給を民間主導型で行う仕組み。

⁴ 市場化テスト：官民競争入札。様々な公共サービスについて「官」と「民」がコストやサービスの品質両面で競い、優れた方が落札するという仕組みのこと。

命を有しており、持続的な経営と利潤確保を可能とするためには、社会貢献、地域貢献が重要であるとの認識が一般的となっていました。従来も地域での祭りや各種イベントへの資金協力、人材提供などを行ってきましたが、さらに今後は公共の多様な担い手の一員としての役割が期待されています。

- ・ また、住民が地域課題の解決や自己実現を目的として起業する「コミュニティ・ビジネス¹」や「ワーカーズ・コレクティブ²」も新たな公共の担い手として期待されています。これらは、事業の継続性を確保するため敢えて起業という手法を採用しているものの利潤追求を主眼としていない点で、本来の利潤追求活動の傍ら社会貢献に努める企業等とは一線を画しています。



(3) 行政セクター

国・地方公共団体・独立行政法人・地方独立行政法人・公社等

- ・ 国や地方公共団体に代表される行政セクターは、言うまでもなくこれまで公共の主要な部分を担ってきました。しかし、私的領域以外のほとんどを行政が担うという従来の官民二元論的な手法は、もはや限界に達しており、民に属する地域の多様な主体で公共を担うことが求められていることは前述のとおりです。
- ・ 今後の行政に求められる役割は、効果的なまちづくりに有用不可欠な情報を収集し(情報収集) 専門的観点を踏まえながら必要な情報を地域住民に向けて効果的に発信し(専門性と情報発信) 地域のコーディネーター³ 及びファシリテーター⁴として協働のステージとネットワークを築くこと(ネットワーク形成)です。
- ・ さらに、これまで行政が担っていた公共における新たな協働の可能性について柔軟に検討し、効果的である場合には民に対する開放を躊躇しない大胆な姿勢が必要となっています。



¹ コミュニティ・ビジネス:市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。

² ワーカーズ・コレクティブ(*worker's collective*):自分たちで資金を出し合って事業を起こし、自分たちで働き、経営にもあたる働き方。専業主婦による弁当やレストラン経営、失業労働者や高齢者による緑化事業や清掃業務などの他、介護や家事支援、宅配食などの例がある。

³ コーディネーター (*Coordinator*):いろいろな要素を統合したり調整したりして、ひとつにまとめあげる役割。

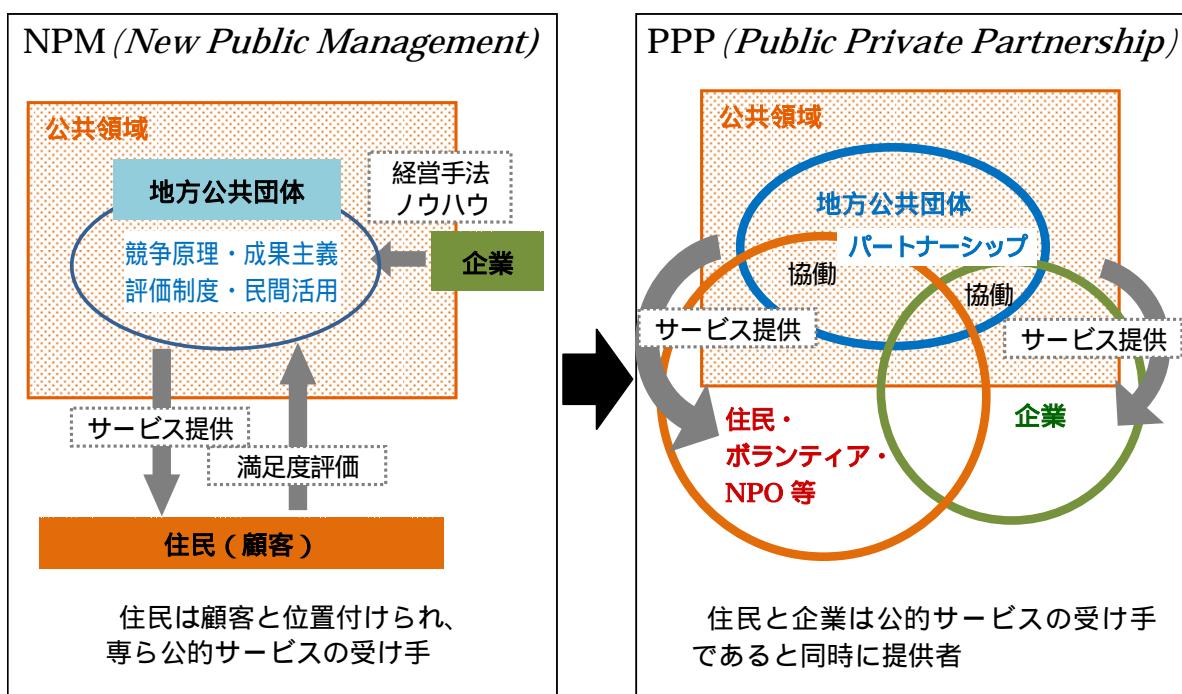
⁴ ファシリテーター (*Facilitator*):ものごとを容易にできるようにする人や物。世話人。

2. これら公共の担い手を取り巻く諸情勢

以上、これから先ともに公共を担うべき三区分の担い手ごとに現況と課題を整理してきましたが、これらを取り巻く昨今の諸情勢については、以下のとおりです。

(1) NPM から PPP へ

近年の少子高齢化や国・地方を通じた厳しい財政状況は、国や地方公共団体に複雑高度化する行政ニーズに対応しながら一方で行政経費を削減する必要を迫りました。そこで採用され始めたものが民間企業の経営手法を行政に採り入れ、サービスの向上と効率化を図る NPM¹ の考え方です。そこでは住民を顧客とみなし、その満足度向上が重視されましたが、住民がサービスの受け手として固定化されるくらいがありました。その後、公共においては住民を顧客ではなく主体とみなす考え方方が主流となり、現在は住民や企業をまちづくりのパートナーと位置づけ、行政を含めた三者で公共を担う PPP² の観点が主流となっています。



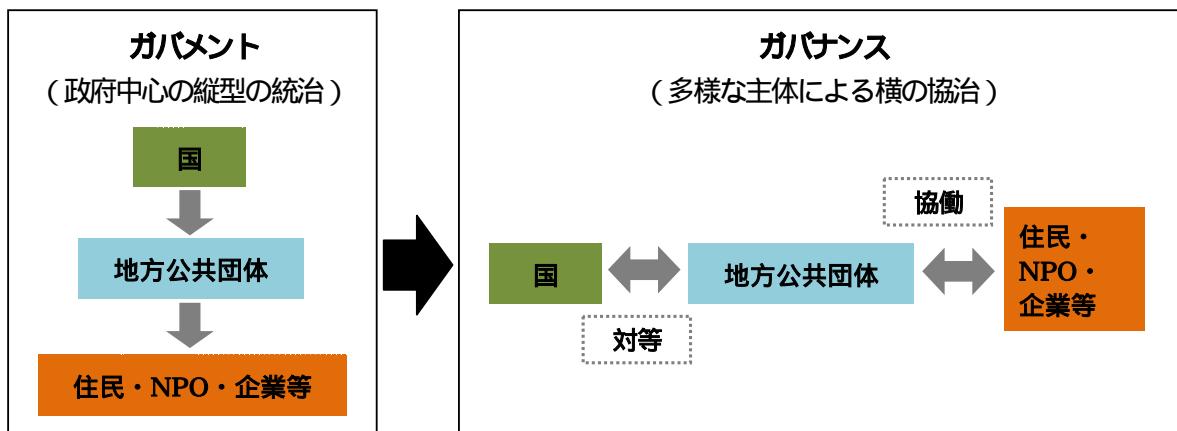
¹NPM (New Public Management): 民間企業における経営理念や手法を行政にとりいれて、行政の効率化や活性化をはかるとする行政経営の考え方。

²PPP (Public Private Partnership): 官(Public)と民(Private)が連携し、様々なプロジェクトを効率よく実現していく仕組み。NPM の進化形で、官から民への考え方方に加え、行政・企業・住民間の「役割と責任のパートナーシップの再構築」という観点がある。

(2) ガバメントからガバナンスへ

地方分権改革や NPO・市民団体の様々な活動領域での台頭、企業の行政領域への進出、公共を多様な主体で担う動き等、近年の公共を取り巻く種々の動向は、長らく続けてきた「国 - 地方公共団体 - 住民・企業」という固定的な一本の縦の関係を水平方向へと劇的に変化させました。

この時代の流れは、一般的に「ガバメント（政府中心の縦型の統治）からガバナンス（多様な主体による横の協治）へ」と表現されています。

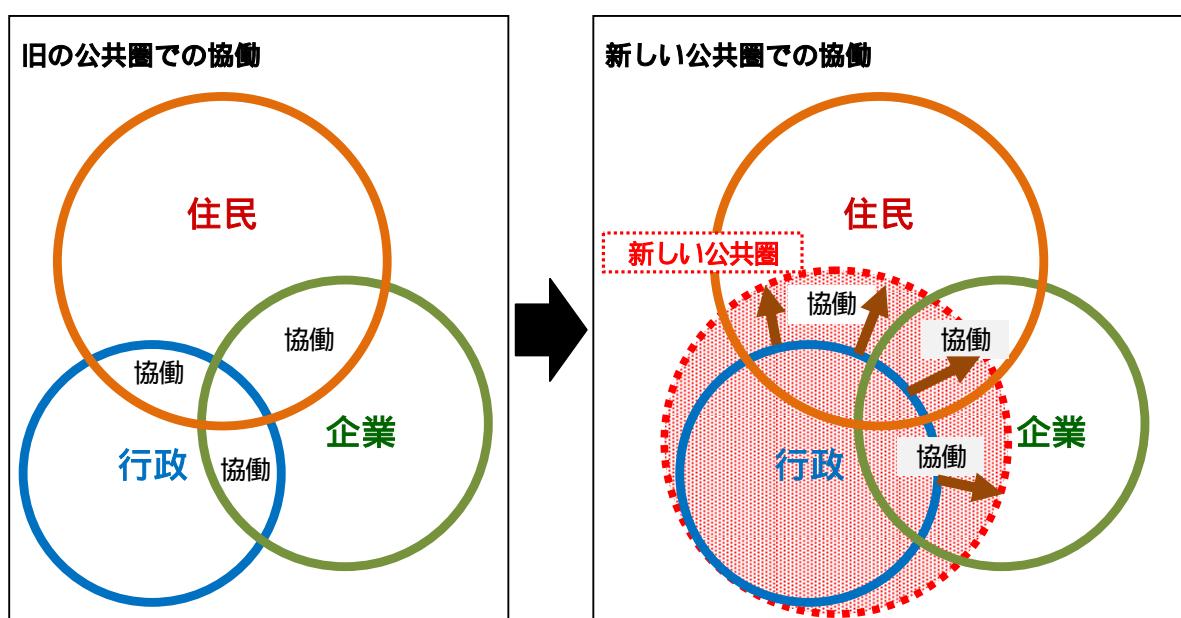


(3) 「新しい公共」の考え方

近年、まちづくりの分野で「新しい公共」という概念が論じられる機会が増えています。その意味は、かつて我が国に存在した「多様な民が担う公共」を現代に再構築しようというもので、そこでは様々な担い手による自発的な協働が期待されています。

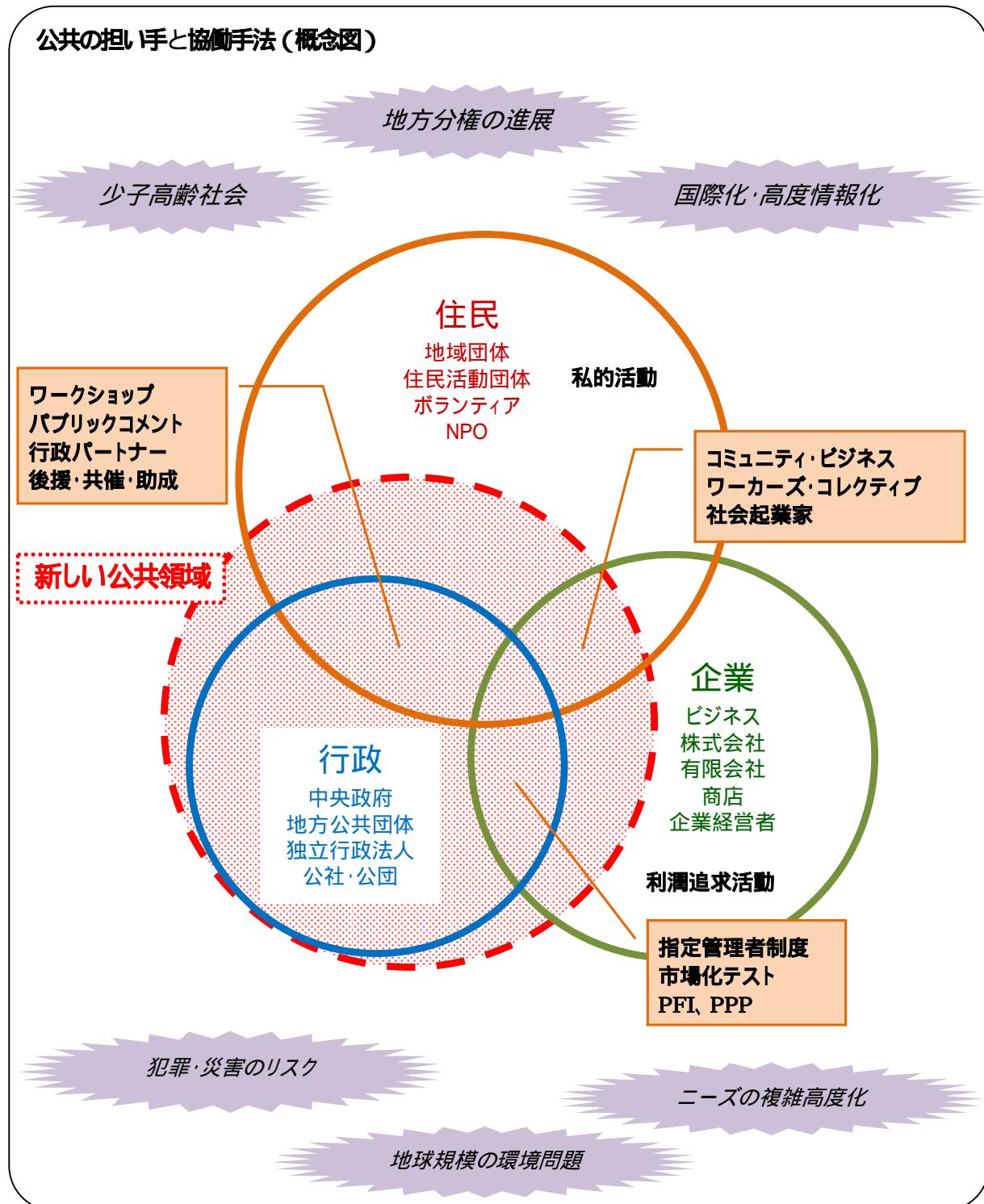
この「新しい公共」領域での行動原理は、国や地方の財政逼迫や複雑高度化するニーズへの対応などといった行政側の事情より、むしろ住民や企業の「相互扶助」、「社会貢献」に基づく共感や支え合いにより、活気ある成熟した地域社会を創ることとされています。

昨今、この観点は国における将来ビジョンにも採り入れられるようになってきました。内閣総理大臣が設置した「新しい公共円卓会議」により平成22年6月に発表された「新しい公共宣言」においては、国民が「お上に依存しない自立性を持ち、「人と支え合い、感謝し合うことで歓びを感じる」国民のあり方を「新しい公共」が成立する基盤であるとし、国民・企業・政府がそれぞれの立場に応じた役割を果たすことを求めていました。



3. 公共の担い手と協働手法

以上、この節においては、公共の担い手とそれらを取り巻く諸情勢について見てきましたが、三区分での公共の担い手について、協働手法の観点を加え整理したものが、次の概念図です。



IV. 目指すべき協働の姿

本書においては、これまで、協働が求められる現下の種々の社会経済情勢とその中で生まれてきた「新しい公共」に代表される今後のまちづくりの方向性を見てきましたが、さらに本町における協働の現状及び町民の意識等（巻末資料参照）を踏まえ、以下に「目指すべき協働の姿」を示し、町民をはじめ今後想定される幅広いまちづくりの担い手と共有することとします。



1. 協働の形態と範囲

従来から様々な場面で住民のまちづくりへの参画・関与は存在していましたが、今日「協働」が意識され取り沙汰されるにつれ、その手法も変化し多様な取組へと発展してきたという側面があります。

今日、一般的とされる協働の取組を、住民と行政との相対的な関係に着目し整理すると、以下のとおりとなります。

なお、本基本方針においては、以下の(1)～(4)すべてを協働として位置付けることとします。

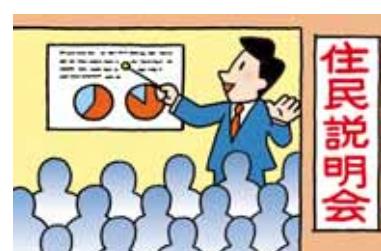
(1) 住民が主体となる取組で行政が支援を行うもの

自治会・地区コミュニティ組織等の地域コミュニティ組織や NPO 等地域活動団体等に対する便宜供与、金銭的補助及び開催する各種イベントの名義後援等が代表的事例で、従来から最も一般的な協働の形態とされてきました。



(2) 行政が推進する取組に住民が協力するもの

この形態も比較的オーソドックスなもので、各種のアンケート調査の実施やモニター制度、各種審議会・委員会等委員への住民登用を通じた行政による意見聴取等が一般的なものです。



(3) 住民と行政が同等の立場で取り組むもの

従来、上記(1)または(2)の形態にあり、住民・行政のいずれかが主体となり他方が支援するという比較的固定化した取組が大半であったものが、近年、両者の意識の変化に伴い、内容によっては同等の立場で取り組むものへと変わってきています。

それは例えば、今日一般的になりつつある行政による各種NPO¹の活用は、NPOが有する専門性や柔軟性を生かして特定の行政課題の解決を目指し、NPO自身も行政との連携を通じてその目的の達成を図ろうとするもので、従来の便宜供与や金銭的補助の範疇を超えていいます。また、近年施設建設や計画策定において不可欠とされるワークショップ²やパブリックコメント³は、従来の行政による住民の意見聴取・ニーズ把握にとどまらず、まちづくりにおける重要施策の意志決定過程への住民の主体的参画を目指した取組です。



(4) 「新しい公共」

また、近年「協働」における大きなテーマとされている「新しい公共」について、国は「人々の支え合いと活気のある社会を創るための様々な当事者の自発的協働の場」と説明し、また「新しい公共」が創り出す社会を「すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つ遊びを大切にする社会」とも表現していますが、そこには人々の自発的な意志と目的があるのみで、行政と住民との直接的な接点の有無は意識されません。

本町においても「高齢者の見守り・安否確認」や「子育てサロン⁴」等、行政との接点抜きでの課題解決に向けた地域での取組が始まっていますが、これらは明らかに「豊かで住みよい地域社会を創る」ことを目的としている点においてまさに公共の一翼を担っており、むしろこういった自発的かつ多様な取組の存在が豊かな地域社会の創造に欠かせません。

もっとも、この場合においても、行政には担い手の主体性を損なうことなく活発な活動が展開されるような環境整備を行うことが求められており、このことが、今後の活動の地域への広がりと定着を大きく左右することを認識しておく必要があります。



¹NPO: 2ページ脚注参照。

² ワークショップ: 地域の様々な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題を協力して解決したり、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法。

³ パブリックコメント: 行政が計画を策定する場合等に、計画案を住民に公表し、広く住民から意見を求め、これを考慮して意思決定を行う手続き。

⁴ 子育てサロン: 1ページ脚注参照。

2. 協働の目的

まちづくりの目的は、端的に言えば「そのまちに暮らし、働き、学ぶすべての住民の心豊かで健やかな暮らし」にありますが、その実現には、今や幅広い活発な協働を欠くことはできません。

このことを踏まえ本町が目指す協働の目的と意義は、以下のとおりです。

(1) 英知を結集したまちづくり

社会経済情勢の大きな変化により、かつては効果的であった全国画一の行政が行き詰まりを見せる中で、今日、「地域のことは地域に住む住民が決める」地方分権の流れが本格化し、今やまちづくりにおいても地域間競争の時代を迎えています。

このことは、まちづくりにおける成果が住民生活に直結し暮らしの質や地域の活動をも左右することを意味し、これまで以上に地域の資源と英知を結集した個性的なまちづくりが求められています。

そして、それを可能とするためには、地域の様々な担い手相互の多様な協働を欠くことはできません。

特に本町においては、職場から地域に戻りつつある、いわゆる「団塊の世代」が有する豊富な知識と経験を有力な地域資源として効果的に活用することが課題とされています。



(2) 多様なニーズへの柔軟な対応

かつて我が国に至る所に存在した隣近所での助け合いを基本とした地域コミュニティは、戦後の社会・経済の激しい変化の中で衰退し、人々が地域の中で孤立を深める傾向にありますが、一方で、これまでの反省から人と人との絆や地域での相互扶助の重要性が見直されています。

身近な地域での相互扶助は、行政だけではなかなか対応できない多様なニーズに対してもきめ細やかに対応することが可能であり、また、かつての温かい地域コミュニティの再生につながることが期待されます。

一方 NPO や地域に根ざした各種団体に対しても、その有する専門性、柔軟性、機動性ゆえに多様な地域課題の解決に大きく貢献することが期待されています。



(3) 地域課題への適切な対応

地域での多様なニーズの中でも、近年、特に顕在化している以下の課題については、行政と地域住民が緊密に連携し、適切に対応することが求められています。

【社会全体での子育てと高齢者の見守り】

全国的に少子高齢化が進展する中で、少子化については出生率の向上と子育て支援が、高齢化については増大する高齢単独世帯及び高齢者夫婦世帯への支援のあり方が今後の重要な課題とされています。平均年齢が比較的若く、高齢化率（65歳以上人口比率）においても低い水準にある本町ですが、今後急速に高齢化が進むことは疑うべくもなく、また、若い世代が多く暮らす本町での子育て支援は最重要課題とされています。



昨今、全国的に児童虐待や高齢者の孤独死等の不幸な事件が頻発していますが、これらを未然に防ぐためには、「社会全体で子どもを育てる気運の醸成」及び「地域による安否確認等高齢者の健康と自立を促す環境整備」が必要とされており、その実現には地域の多様な人々が一体となった取組が不可欠です。

【安全・安心の地域づくり】

私たちの周りには、地震や津波等の自然災害をはじめ、振り込め詐欺や悪質商法等の各種犯罪、さらに交通事故や新型インフルエンザ等日々の平穏な暮らしを脅かす様々なリスクが存在し、また地球温暖化に代表される深刻な環境問題は人類の生存をも脅かそうとしています。

こういった災害や犯罪を未然に防止し、被害の拡大を防ぐには、常日頃からの防災・防犯活動に加え、いざという時の避難誘導や負傷者の救護等が必要となります。これら地域住民の生命や財産を守る取組には、隣近所を基本とした地域ぐるみでの対応が欠かすことができない観点となっています。

また、地球温暖化対策としての温室効果ガス¹削減等の分野においても、地域住民と行政が一体となった取組が必要です。



(4) 連帯感と活気ある地域社会

¹ 温室効果ガス:4 ページ脚注参照。

近年、地域コミュニティの衰退が指摘される一方で、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に国民の中に力強い相互扶助の気運が生じ、各種ボランティアやNPOの活発な活動が全国に根付きつつあり、本町においても、自発的な幅広い分野での協働の取組が始まっています。

こうした動きが地域へ広がり定着することは、活発な人ととの交流を通じ、地域社会にこれまで以上の連帯感と活気をもたらすことが期待されます。また、個人レベルでは、本来人が持つ「人の役に立ちたい」という気持ちの発露が可能となることで、地域の中で個性と能力が十分に発揮され正当に評価される歓びを実感できます。

行政がサービスの提供者、住民がその受容者という従来の固定的な関係から脱却し、対等な立場と適切な役割分担により住民が主体的にサービスの担い手になることで、地方分権の今の時代にふさわしい「元気で自立したまち」、「より良い地域社会」を創ることが可能となります。



3. 協働の担い手

本町が目指す協働は、本来誰しもが持っている「助け合い」や「社会貢献」の気持ちから発せられた自発的な交流や社会参画を基盤としていることから、その担い手には、まちを構成するすべての個人、組織、団体を想定しています。具体的に例示すれば以下のとおりです。

町民

本町に暮らし、学び、働くすべての人。また、本町の歴史や文化に興味や関心を持ち、まちづくりの諸活動に主体的に関わろうとする町外の個人を含みます。なお、本町職員については、地域では一住民であることを踏まえ、地域活動等協働の取組への積極的な参画と、そこでリーダーシップの發揮が求められています。



地域コミュニティ組織

自治会や地区コミュニティ組織は、住みよい地域社会を創るために、従来から親睦、防災・防犯、福祉、教育、環境美化、広報等の分野で幅広く活動してきましたが、今後も協働の中心的な担い手として期待されています。



地域活動団体

NPO やボランティア団体・PTA・婦人会等も地域に根ざした活動を通じ、地域福祉向上や地域課題の解決に寄与しています。特に NPO に対しては、その有する専門性、先駆性、柔軟性、機動性ゆえ今後の活躍に大きな期待がかけられています。なお、この場合の NPO には、特定非営利活動法人としての法人格の有無は問いません。



公共的団体

商工会・農業協同組合・社会福祉協議会等の公共的団体に関しては、地域活性化や地域福祉推進の分野で、その有する専門知識やノウハウをいかんなく発揮することが求められます。



企業・商店

住民とともに地域社会の重要な構成員である企業・商店等ビジネスの領域においても、本来の経済活動に加え、社会貢献・地域貢献が社会的使命として認識されるようになってきました。また、住民が地域課題の解決や自己実現を目的として起業する「コミュニティ・ビジネス¹」や「ワーカーズ・コレクティブ²」も新たな公共の担い手として期待されています。



大学等教育機関

本町には、長崎県立大学シーボルト校や県立長崎高等技術専門校といった特色ある教育機関が立地し、いずれも地域住民との交流や地域貢献を標榜しています。また、隣接する長崎市にも長崎大学に加え複数の私立大学が立地しています。これら高等教育機関も地域の有力な協働の担い手と位置付けることができ、各種の公開講座や学術講座、交流事業等の取組を通じ、その有する人的資源・知的資産を町民の生涯学習や地域活性化に活用することができます。



行政（町）

一方、町もまた協働の主体であることは言うまでもありませんが、特に町には行政として有する諸機能をいかんなく発揮し、種々の情報発信や意識啓発の取組、活動の場の確保等、協働が活発かつ効果的に進められるための「環境整備」と、さらに地域のコーディネーター³及びファシリテーター⁴として協働のステージとネットワークを築くことが求められています。



¹ コミュニティ・ビジネス:8ページ脚注参照。

² ワーカーズ・コレクティブ:8ページ脚注参照。

³ コーディネーター:8ページ脚注参照。

⁴ ファシリテーター:8ページ脚注参照。

4. 協働の基本原則

昨今、本町においても根付きつつある協働の歩みをより確かなものとし、効果的に推進するため、望むべき協働の姿を以下に基本原則として示し、担い手間での共有に努めることとします。

目的の共有

協働は、言うまでもなく複数の担い手が効果的に連携し、それぞれの立場で主体的に取り組むことが期待されていることから、担い手間で「なぜ、何のためにやるのか」という認識、つまり「目的」の共有が図られている必要があります。

また、協働の取組の結果、「まちや地域がどのような姿に変わっていくのか」という成果のイメージを共有することも重要です。

自主性と自立性

本町が目指す協働は、本来誰しもが持っている「助け合い」や「社会貢献」の気持ちからの自発的な行為であることに鑑み、あくまで担い手の「自主性と自立性」に期待すると同時に、これらが尊重され確保されなければなりません。

そして、自主性と自立性に基づき、自らの責任において取り組むことが求められます。

相互理解と役割分担

協働の担い手には、地域社会を構成するすべての個人、組織、団体が想定されますが、当然のことながら人それぞれに個性があり、組織や団体も様々な固有の特徴や性格を有しています。

効果的に協働の取組を進めるにあたっては、協働の相手方の特性を十分に理解し尊重すると同時に、それらを生かした適切な役割分担に努める必要があります。

特に行政が持ち得ない専門性、柔軟性、機動性等を有する大学やNPOとは、その特性を十分に生かした取組が求められています。

対等な関係

内容によっては、一方が主体となり他方が支援に回るというケースも想定されますが、その場合においても、役割分担はあるにしろ両者はあくまで対等な関係であるべきで、間違っても一方が他方に従属することがないよう留意しなければなりません。

特に行政からNPO・各種団体への事業委託や財政的補助を伴う取組においては、「安上がり」や「下請け」などという観点が入り込むことがないよう注意が必要です。

情報の共有と公開

まず、それぞれの担い手が有する様々な情報を持ち寄り、問題意識や危機感を共有することが、協働の動機となり取組の出発点となります。また、これまでに述べてきた「目的の共有」「自主性と自立性」「相互理解と役割分担」「対等な関係」といった協働の基本原則を確保するにも担い手間での様々な情報の共有と公開が不可欠で、弱みやデメリットを含めすべての情報が公開され、透明性が確保されてこそ相互の信頼関係の構築が可能となります。

さらに、本町での具体的な取組や他団体における先進的な事例等について積極的に情報発信することで、新たな取組につなげ、担い手の裾野を広げることも必要です。

評価と見直し

協働の取組を効果的に進めると同時に幅広く定着を図るために、当然のことながら、PDCA¹サイクルによる評価と見直しを実施するなど常に改善に努める姿勢が求められます。



¹PDCA:計画を立て(plan)、実行し(do)、その結果を評価(check)し、改善する(act)という一連のプロセスのこと。PDCAサイクルの最大の特徴は一連のプロセスを次の計画に反映させることにある。

5. 協働の手法

以下に示したものは、今日一般的とされる協働の手法です。本町すでに導入済のものも少なからず含まれますが、これまでに述べてきた協働の「目的」や想定される「担い手」の特性、さらに効果的な協働に不可欠な「基本原則」等を踏まえ、種々の手法の中からふさわしい手法を見極め、効果的に取り組んでいくことが求められています。

(1) 主に個人を対象

手 法	説 明
アイデア募集	テーマを定め、様々な対象（愛称・作文・イラスト・意見等）を募集する。
首長へのメール・手紙	町長や市長がまちづくりや行政サービスに関して直接住民の意見を聞くもの。
住民提案制度	住民からの提案を受理し、検討・実行へつなげる制度を設ける。
アンケート調査	住民の意見やニーズを収集する重要な手法であるが、回収率の確保及び経費がかかる点が難点。
モニター	住民や団体に一定期間モニター登録をしてもらい、意見を求める。
シンポジウム・フォーラム	多くの参加者が公開の場で意見を述べ議論に参加する。 シンポジウム…テーマを設け数人のパネリストが議論する討論会 フォーラム…公開の討論会・座談会
公聴会・説明会	公聴会：一同に会して広く関係者から意見を求める。 説明会：特定の対象者に説明し、意見の聴取や質疑応答を行う。
審議会・委員会等委員の公募	従前の審議会等委員は、専門的な知識・経験を有する者、利害関係者、行政職員中心であったが、公募制を導入することで多様な住民のニーズや意見を取り入れることが可能となる。
出前講座	行政情報を積極的に提供するため、行政職員が各種団体の講座や勉強会へ出向いていく。
ワークショップ	グループディスカッション、KJ法（カードを利用した整理方法）など参加者自らが作業を行うもので、施設建設、計画策定、設計案作成に適している。 ファシリテーター（引き出し役）が作業環境を整え参加者の自発的参加を促す。
パブリックコメント	基本的な政策・計画を決定する過程において、事前にその内容を広く公表し意見を求め、提出された意見を参考に政策等を決定するとともに、提出された意見に対する考え方を公表する。
行政懇談会	首長と幹部職員が地域ごとに住民と意見交換を行い、まちづくりに関するニーズや意見を直接聴取するもの。
まちづくり会議	住民と行政が一体となって地域の諸課題について議論し、一緒にまちづくりを進めていくもの。

(2) 主に団体を対象

手 法	説 明
情報提供・情報交換	行政と活動団体との交流機会を確保し、先進事例、事業推進に有益な情報等を提供する。
公募・提案制度	行政側からの協働のパートナー公募や活動団体等からの協働の提案制度創設等。
後援	単なる名義後援にとどまらない実効ある関与が必要。
共催	行政と活動団体がともに主催者として共同して事業を実施する。
事業協力	行政または活動団体等のいずれかが事業主体となり、予めの役割分担により他方が協力して事業を実施する。
実行委員会・研究会	特定の目的の達成に向け多様な主体による新たに組織を作り、その主催により事業を実施する。
事業委託	「安上がり」や「下請け」との発想は問題外であり、活動団体が有する専門性、ノウハウ、柔軟性に期待するもの。
補助・助成	公益性の高い事業に対する金銭的、財政的補助。 活動団体の自主性、自立性を損なってはならず、効果・効率の観点も必要。

V. 町の具体的な取組

前節では、本町が目指すべき協働の目的や基本原則、具体的手法等について整理してきたところです。今後本町において協働の取組が幅広く定着し、活発かつ効果的に推し進められるためには、多様な観点による環境整備が必要とされており、この分野では町の主導的な役割が不可欠です。特に今後期待される「新しい公共」においては、行政が関与できる唯一の分野かもしれません。

また、少子高齢化の進展に伴う「子育て支援」や「高齢者等の見守り」、さらに防災、ごみ減量化等の取組においては、行政のみでの課題解決が困難となりつつあり、地域の多様な人々との「地域協働」を欠くことができません。

こうしたことからこれらの観点を踏まえ、町においては、今後以下の取組を積極的に推進することとします。

1. 環境整備（基盤・体制整備）

(1) 庁内推進体制整備

- 組織的な協働推進施策や組織横断の取組を担う協働推進担当を配置します。
- 協働推進担当は、町民等からの相談の窓口となり、コーディネーター¹及びファシリテーター²の役目を果たします。

(2) 協働意識の啓発

- 町職員及び町民双方に対し、研修会、講座、セミナーを開催するなど、協働の意義と必要性についての認識の定着と共有を図り、具体的な取組に向けた環境の整備に努めます。
- より効果的な協働に向け、必要に応じリーダー・コーディネーター・ファシリテーター研修を開催します。

(3) 協働推進組織の立ち上げ

- 協働の担い手として想定される町民・自治会・地区コミュニティ組織・各種団体・企業等に町を加えた推進組織を立ち上げ、担い手相互の連携や効果的な協働について検討します。



¹ コーディネーター: 8 ページ脚注参照。

² ファシリテーター: 8 ページ脚注参照。

(4) 活動の場の確保充実

- ・ 町内公共施設や町が有するパソコン・プリンター・印刷機その他の資機材について、協働の諸活動のための利用に供します。

(5) 総合的かつ効果的な情報の収集と効果的発信

- ・ 協働の意義や先進的な取組事例等に関する各種の情報を総合的に収集し、広報紙・ホームページ等各種媒体にて積極的かつ効果的に発信します。

(6) 新たな協働へ向けた事業の見直しと評価

- ・ これまで専ら行政のみで実施してきた諸事業について、新たな協働の可能性を検討し、適宜見直しを行います。
- ・ 協働で実施した事業について、事後評価を実施し、必要に応じ内容の改善を図ります。



2. 組織的な取組

(1) 町民のまちづくりへの参画促進

- 町の各種審議会・委員会等の委員選定に際し、多様な町民の意見を採り入れるため、公募制の導入に努めます。
- 町の主要計画策定に際し、町民の意向把握と主要施策への参画を図るため、原則としてアンケート調査、ワークショップ¹、パブリックコメント²を実施します。
- 町民自らが企画・立案した事業を、町民で組織する検討委員会で審査を行い、事業を実施する町民提案事業を継続して実施します。
- 町政を身近に感じてもらい、町民の声を積極的に町政に採り入れるため、町長と町民が直接対話する「ふれあい座談会」を開催します。
- 幅広い分野でまちづくりの担い手として期待されているボランティアやNPO³との協働を積極的に進めます。

(2) 多様な担い手との協働の促進

- 町内の企業や商店は地域社会を構成する重要な構成員であるとの認識に立ち、その特性を生かした協働を進めます。
- 各種の協同組合や団体についても、その特性を生かした協働を進めます。



ワークショップ



ふれあい座談会

¹ ワークショップ: 14 ページ脚注参照。

² パブリックコメント: 14 ページ脚注参照。

³NPO: 2 ページ脚注参照。

3. 個別分野での取組

(1) NPO・ボランティアの育成

NPO・ボランティア支援の体制整備

- ・ ボランティア意識の高揚とボランティアの育成を図るため、「長与町ボランティアセンター」の機能強化に努めます。
- ・ 行政と各種団体・ボランティアグループ・NPO相互の連携を図ります。

NPO・ボランティア活動への支援

- ・ ボランティアの意義や重要性、あるいは実際の取組に関する情報を積極的に発信し、ボランティア意識の高揚に努めます。
- ・ ボランティア活動に関心がある人材の発掘を推進し、養成講座や研修会・交流会の開催、ボランティア体験学習等により、人材育成とネットワーク構築に努めます。
- ・ ボランティア活動がしやすい環境づくりのため、資機材の利用便宜や活動資金等の援助などの促進に努めます。
- ・ NPOの設立・運営に関する諸課題に関しては、当該団体並びに関係機関と連携し、その解決に努めます。

(2) 生涯学習（大学等との連携）

- ・ 町内に立地する長崎県立大学シーボルト校や県立長崎高等技術専門校、さらに近隣に立地する大学等とも連携し、公開講座や学術講座、各種の交流事業を開催する等、その有する人的資源・知的資産を有效地に活用した町民の生涯学習機会の拡充に努めます。

(3) 防災

- ・ 地域住民と連携し、個人情報保護に十分配慮しながら災害時要援護者名簿を整備します。
- ・ 災害時要援護者名簿を活用し、平時における安否確認や避難訓練等の実施に加え、災害発生時における地域住民と連携した避難誘導が可能となるような地域における支援体制の確立に努めます。



(4) 防犯

- ・ 警察等関係機関と連携し、地域住民の協力を得ながら広報啓発活動を積極的に展開し、地域ぐるみの防犯意識の高揚を図ります。
- ・ 地域は自分たちで守るという連帯感を醸成し、自主防犯活動の担い手の拡大と活性化に努めます。
- ・ 自治会、地区コミュニティ組織が実施する地域の防犯活動を支援します。

(5) 地域福祉

相互扶助・見守り

- ・ あらゆる学習機会を通じ、人を思いやり、互いを助け合う相互扶助意識の啓発に努めます。
- ・ ファミリーサポート¹・ちょいさぽ²等の住民参加型福祉サービスを推進します。
- ・ 地域住民との協働により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障害のある人の安否確認等を行う見守り活動を推進します。

子育て支援

- ・ 子育て世帯の孤立を防ぐため、あらゆる機会をとらえた啓発に努め、社会全体で子どもを育てるという気運を醸成します。
- ・ 母子保健推進員をはじめ自治会、母親が行う自主活動を支援し、各地区の子育てサロン³の活性化を図ります。



青色回転灯装着車による防犯パトロール

¹ ファミリーサポート:1ページ脚注参照。

² ちょいさぽ:1ページ脚注参照。

³ 子育てサロン:1ページ脚注参照。

(6) 景観、環境美化・緑化、ごみ減量化

景観の整備・保全

- 美しい街並みの形成に向け、地域住民の主体的な参画や連携のもと花と緑の街並みづくりを促進します。
- 農地や緑地・水辺空間等を保全し、景観作物の栽培を進める等、地域住民と一緒にでの取組を推進し、潤いのある自然景観の創造に努めます。

環境美化・緑化

- 環境美化パトロールを行うとともに、地域住民による河川や道路の清掃活動を促進します。
- 緑の持つ多面的な有益性について啓発し、町民の自主的な緑化運動、花づくり運動を促進し、町ぐるみの緑化を進めます。

ごみ減量化

- 環境への負荷を軽減するまちづくりを目指すため、町民・事業者と一体となって、ごみ減量化を推進します。



町民一斉清掃



4. 地域コミュニティ組織の自立発展に向けた取組

本町の地域コミュニティ組織は、旧来の自治会に加え、小学校区ごとに設立された5つの地区コミュニティ組織からなっており、後者は県下でも先進的な事例とされています。これら2種類の地域コミュニティ組織は、今後の本町の幅広い分野でのまちづくりの主体として、換言すれば協働の担い手として大きな役割を果たすことが期待されており、その効果的な活動を図るため、前述の環境整備に加え、特に以下の取組を進めることとします。

(1) 自治会活動の推進

- ・ 自治会活動の趣旨と意義の啓発に努め、ともにまちづくりを進める機運の醸成を図り、活動への参画を促進します。
- ・ リーフレットやホームページ等各種媒体を活用し、自治会への加入促進を図ります。
- ・ 若い世代が加入しやすく、独居高齢者になっても脱会することができないような魅力ある自治会づくりを支援します。
- ・ 研修会・講演会等の開催や情報提供等により、自治会のリーダーの育成を図ります。
- ・ 各自治会に対する財政支援を実施し、活動の充実を図ります。

(2) 地区コミュニティ組織活動の推進

- ・ 地区コミュニティ組織との密接な連携のもと、自助・共助・公助¹による「自分たちのまちは自分たちで創る」という意識啓発と気運の醸成を図り、地区コミュニティ組織活動への積極的な参画を促進します。
- ・ 研修会・役員交流会・講演会等の開催や情報の提供等により、コミュニティリーダーの育成を図ります。
- ・ 地区コミュニティ組織における長期的な活動計画である「まちづくり計画」の策定を支援します。
- ・ 人と人、地区コミュニティ組織相互の交流を促進し、地区コミュニティ組織活動の活性化を図ります。
- ・ 地区コミュニティ組織に対する財政支援を実施し、活動の充実を図ります。



地区コミュニティ組織による登下校見守り

¹ 自助・共助・公助：個人ができるることは個人自らが行い【自助】、個人ではできないことは家族や地域の取組【共助】の中で解決し、それでも解決できない問題は行政が担うこと【公助】。

参考資料

1. 協働取組状況調査

近年、全国的にまちづくりにおける協働の必要性が喚起される中、本町においても様々な場面で協働に関する言及や取組がなされるようになってきましたが、取組の是非や手法は所管課の判断に委ねられていました。そこで、本町における協働の実態を把握するため、町長部局をはじめとするすべての執行機関の課（組織上「課」に相当する「局」「室」を含む。以下同じ。）に対し、平成21年10月に「協働取組状況調査」を実施しました。

(1) 調査方法

そもそも各課の協働に対する認識がまちまちであったことから、一般的であると思われる協働手法の例（下記～）を示した上で実施状況を調査しました。

なお、調査対象とした課の数は28にのぼります。

(2) 協働手法の例

主に個人を対象	主に団体を対象	環境整備
アイデア募集	情報提供・情報交換	庁内体制整備
首長へのメール・手紙	公募・提案制度	推進体制整備
住民提案制度	後援	活動拠点整備充実
アンケート調査	共催	公共施設利用条件柔軟化、 使用料手数料等減免
モニター	事業協力	情報管理・情報発信
シンポジウム・フォーラム	実行委員会・研究会	審議会・委員会等の公開
公聴会・説明会	事業委託	人材育成
審議会・委員会等委員の公募	補助・助成	専門スタッフ育成
出前講座		職員の意識啓発
ワークショップ		活動団体相互の連携強化
パブリックコメント		既存事業の見直し
行政懇談会		評価システム構築
まちづくり会議		協働条例(仮称)の制定

実施状況区分：実施状況について以下の4区分から選択

区分	説明
導入し事業として実施している	「すでに所管の事業として導入済」または「必要があれば当然実施する」場合。
実施したことがある	概ね5年以内
実績はないが実施予定である	試行を含め、今後実施する予定がある場合。
実績も予定もなし	-

(3) 協働取組状況調査結果

～ の手法ごとの取組件数及び特徴等は以下のとおりです。

：主に個人を対象

手法	実施状況			
	導入し事業として実施している	実施したことがある	実績はないが実施予定である	合計
1 アイデア募集		2		2
2 首長へのメール・手紙		1		1
3 住民提案制度	1			1
4 アンケート調査	7		1	8
5 モニター	1	1		2
6 シンポジウム・フォーラム	1			1
7 公聴会・説明会	2	3		5
8 審議会・委員会等委員の公募	1	1	1	3
9 出前講座	4	2	1	7
10 ワークショップ	2	2	1	5
11 パブリックコメント		2	1	3
12 行政懇談会		1		1
13 まちづくり会議				0

「住民提案制度」

平成 20 年度から「町民提案事業」を実施しています。町民税収入の 2%相当額を予算額上限とし、町民からの提案を受け各種事業を実施するもので、平成 20 年度に 6 件、平成 21 年には 5 件が採択され、翌年度に実施されています。

「アンケート調査」

8 件中 5 件が各種計画策定時の比較的大規模な意識調査です。

「シンポジウム・フォーラム」

あらかじめテーマを定め、要請に応じて町長が地域へ出向き意見交換を行う「長与町ふれあい座談会」を開催しています。

「出前講座」

健康づくり、介護保険、ごみの分別方法、振り込め詐欺防止等。

「ワークショップ」・「パブリックコメント」

ワークショップ¹は各種計画策定時の実施が主ですが、これに比べパブリックコメント²の導入が遅れています。

「行政懇談会」

平成 16 年の合併協議及び総合計画策定後に開催。

¹ ワークショップ: 14 ページ脚注参照。

² パブリックコメント: 14 ページ脚注参照。

：主に団体を対象

	手法	実施状況			合計
		導入し事業として実施している	実施したことがある	実績はないが実施予定である	
1	情報提供・情報交換	9			9
2	公募・提案制度	1			1
3	後援	7			7
4	共催	5			5
5	事業協力	9			9
6	実行委員会・研究会	3	1		4
7	事業委託	3	1	1	5
8	補助・助成	12			12

団体との協働で一般的な手法とされている「情報提供・情報交換」、「後援」、「共催」、「事業協力」、「助成・補助」については、文化協会・体育協会・国際交流協会・母子保健推進員・食生活改善推進員・環境サポーター等の団体との間で比較的古くから取り組まれていますが、これらの団体は行政主導で組織されたり、事業そのものの枠組みに始めから想定されたものが大半で、住民の発意によるものは多くはありません。

「実行委員会・研究会」や「事業委託」といった取組は、さほど進んでいない状況にあります。また、近年有望視されているNPO¹との協働は1件のみで、ごく限定的なものとなっています。

「実行委員会・研究会」

ながよ川まつり（行政、商工会、自治会長会、各種団体から成る実行委員会）

国際理解教育ステージ公演（長与町国際交流協会、県立大学シーボルト校及び長崎大学学生による実行委員会）

「事業委託」

長与ダム用地除草、長与港管理（地元住民で組織された各団体）

手話通訳（長与手話サークル）

データDV²研修（NPO法人DV防止ながさき）

データDV研修は、男女共同参画推進事業の一環として町内中学生を対象にNPO法人に委託して実施するもので、行政が持ち得ないNPO法人の専門知識と経験を生かすという意味でNPOとの協働のモデルケースです。

¹NPO:2ページ脚注参照。

²データDV:交際相手から受ける暴力。具体的には、殴るなどの身体的暴力、言葉で傷つけたり携帯電話をチェックするなどの精神的暴力や性的暴力、金銭を要求する経済的暴力などがある。

：環境整備

	手法	実施状況			合計
		導入し事業として実施している	実施したことがある	実績はないが実施予定である	
1	庁内体制整備	3			3
2	推進体制整備	4			4
3	活動拠点整備充実	6			6
4	公共施設利用条件柔軟化、使用料手数料等減免	2			2
5	情報管理・情報発信	3			3
6	審議会・委員会等の公開	1			1
7	人材育成	7			7
8	専門スタッフ育成	1			1
9	職員の意識啓発	1		1	2
10	活動団体相互の連携強化	6		2	8
11	既存事業の見直し	4		1	5
12	評価システム構築	1			1
13	協働条例(仮称)の制定				0

の各手法は、協働の取組そのものではなく、協働が活発にかつ効果的に実施できるような環境整備の手法です。

これらは、組織内での取組をリードするとともに、住民にとってのワンストップ窓口や各種のコーディネート機能を持つ組織内の協働担当部署にとっては非常に効果的な手法たり得ますが、本町においては未整備であるため、その効果はあくまで各担当内での限定的なものにとどまっています。

(4) 協働取組状況調査結果の総括

- ・当該調査は、行政との直接的な連携に基づく協働を想定したもので、行政からの支援を期待せずに行われている地域貢献活動等は、行政による認知の有無にかかわらず含まれません。
- ・出前講座や各種イベントを開催する際の住民と行政間の連携・役割分担等の古典的な手法による協働は、それなりに行われていますが、ワークショップやパブリックコメント・まちづくり会議といった住民の主体的なまちづくりへの参画を促す比較的新しい手法の採用は遅れている状況にあります。
- ・協働の是非や採用手法についての判断が担当者の個人的な姿勢に左右され、行政としての統一性を欠いている可能性があります。
- ・協働が活性化するための環境整備がほとんど進んでいない状況にあります。
- ・このように、効果的な協働が進んでいない大きな要因は、「行政内部での方針決定がなされていないこと」及び「行政内部に協働担当部署が未整備であること」、さらにこれら体制整備の遅れから「協働活発化に向けた環境整備が進んでいないこと」が考えられます。

2. 本町における特徴的な取組

前述の「協働取組状況調査」結果では、本町での協働における課題の一端が明らかになりましたが、一方で、そこには示されていない本町ならではの効果的な取組も存在しています。

その代表的な例は、以下のとおりです。

(1) 「ごみの分別と資源化物回収」

本町では現在、他の自治体に先駆けて、徹底したごみの分別による資源化物（16分別）の拠点回収に取り組み、環境に優しいまちづくりを展開しています。

この取組は、現在の喫緊の課題である温室効果ガス¹削減及び環境負荷軽減による資源循環型の社会づくりを目標として、自治会長で組織する「長与町保健環境連合会」と町が一体となり、数年間の調査研究を経て平成14年度からニュータウン東自治会をモデル地区としてスタートし、平成17年度から49自治会全てが取り組んでいるものです。

当初は、月一回の拠点回収であることに対する不便さや分別の多さに、とまどいの声も寄せられましたが、「分別方法の学習会の開催」や「拠点回収場所での分別指導・手助け」といった一部自治会での住民の自発的な活動や、全自治会を対象とした分別説明会を保健環境連合会と町とが一体となり幾度となく開催するなど、分別の意義を訴えた結果、今では資源化物の回収はもとより、拠点回収場所まで出すのが困難な家庭への手助けが始まるなど、自治会コミュニティ活動の一環として重要な役割を担っています。

町内の全世帯に影響する大がかりな取り組みでしたが、町民の理解と様々な場面での協働により現在ではすっかり定着し、「ごみの排出抑制」に加え「地域の絆」という成果が生まれています。

(2) 「ファミサポ」と「ちょいさぽ」

「ファミサポ」とは「ファミリーサポート²」を、「ちょいさぽ³」とは「ちょいとサポート」を略したもので、いずれも本町の先駆的なボランティアサービスの一形態です。

ファミサポは、子育て支援事業として町の委託により社会福祉協議会で実施されているもので、予め登録された有資格や事前の講習を受けたボランティアスタッフが、残業で遅くなる場合の保育所へのお迎えや病児の対応など、子育ての各場面でのちょっとした手助けを行う住民参加型のサービスです。

一方のちょいさぽは、ボランティアセンターのコーディネートにより行われているファミサポの高齢者・一般町民版とも言うべきもので、介護保険などでカバーされない庭の掃除など日常生活に必要な支援を行うものです。

¹ 温室効果ガス:4ページ脚注参照。

² ファミリーサポート:1ページ脚注参照。

³ ちょいさぽ:1ページ脚注参照。

これらの取組の大きな特徴は、いずれも有償・有料でサービス提供が行われている点で、ファミサポは1時間に700円～900円、ちょいさぽは1時間に1000円が当事者間で支払われます。この金銭の授受は、ビジネスというより「遠慮」を取り除き、頼み頼まれやすくするための仕掛けとして機能しており、ボランティアの可能性を広げる役割を果たしています。

(3) これらの取組から見えること

「ごみの分別と資源化物回収」は、「保健環境連合会」と「町」が車の両輪となり、地球環境保全を目的とした循環型社会の構築を目指す活動であり、「目的の共有」を契機に、「自主性・自立性」「対等な関係」「相互理解・役割分担」による活動が展開され、加えて、自治会内での相互扶助の醸成へと発展しました。

この取組は、協働の基本原則を網羅した本町における代表的な協働事例ですが、その出発点が「自助・共助」の精神に基づく「目的の共有」にあることをこの例は良く示しています。

また、「ファミサポ」と「ちょいさぽ」の例は、身近に日常のちょっとした手助けを必要としている人がいて、一方でそれを厭わない人がいる、そのちょっとした手助けのやりとりが日々の暮らしを豊かにし、住みよい地域づくりにつながることを分かりやすく示しています。この例は、今後本格的な高齢社会を迎えるにあたっての地域社会のあり方についての示唆を与えてくれています。

さらにこれらの取組から、本町には助け合い、支え合いの心や社会貢献の気構えを持った多くの人が存在し、今後必要とされる幅広い協働の土壌が十分にできていることを読み取ることが可能です。



資源化物回収

3. 町民意識調査

平成23年から平成27年度を計画期間とする長与町第8次総合計画を策定するにあたり、まちづくり全般にわたる町民の意識やニーズを把握することを目的として、平成21年10月に「長与町まちづくり町民意識調査」を実施しました。当該意識調査の概要及びまちづくりへの参画・協働に関連する設問の調査結果は、以下のとおりです。

(1) 長与町まちづくり町民意識調査概要

調査対象：町内に居住する18歳以上の個人

調査方法：郵便による配付・回収

標本抽出：住民基本台帳からの等間隔無作為抽出

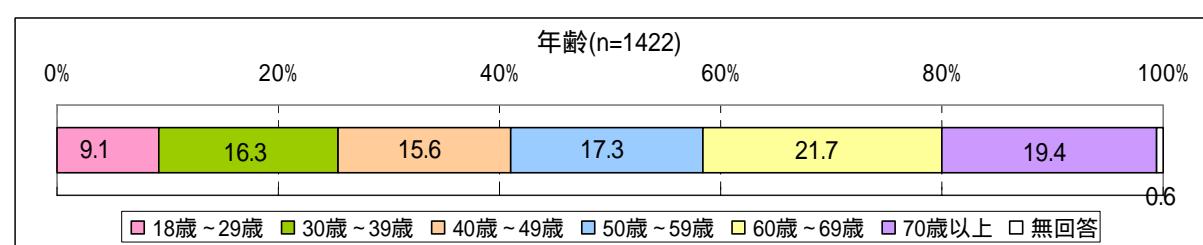
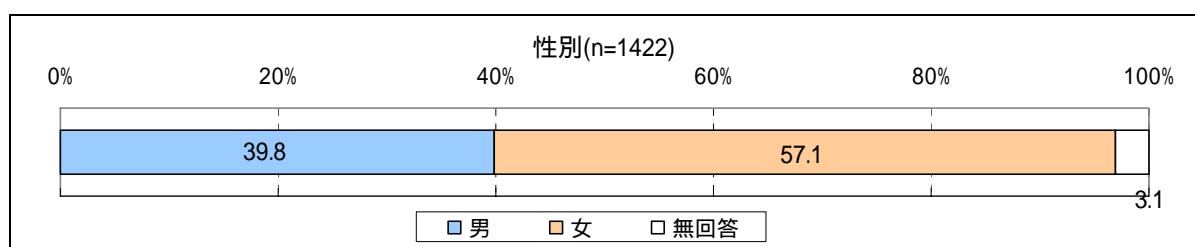
標本数：発送数3,986、回収・集計数1,422（回収率35.7%）

調査期間：平成21年10月

(2) 調査結果

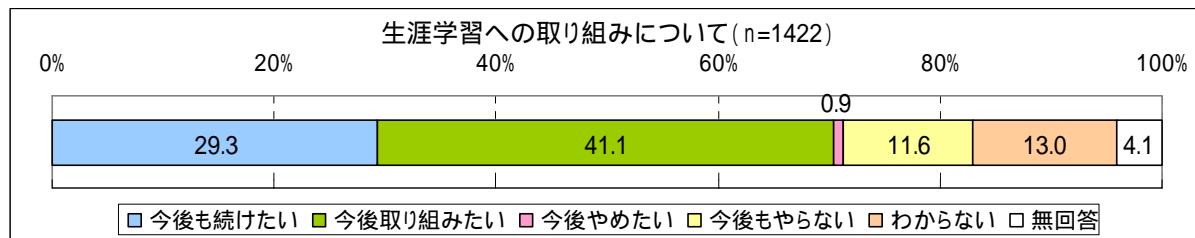
回答者属性

性別及び年齢階層



-1 生涯学習への取組意向

あなたは、現在何らかの「生涯学習」に取り組んでいますか。あるいは今後取り組みたいと思いますか。(択一)



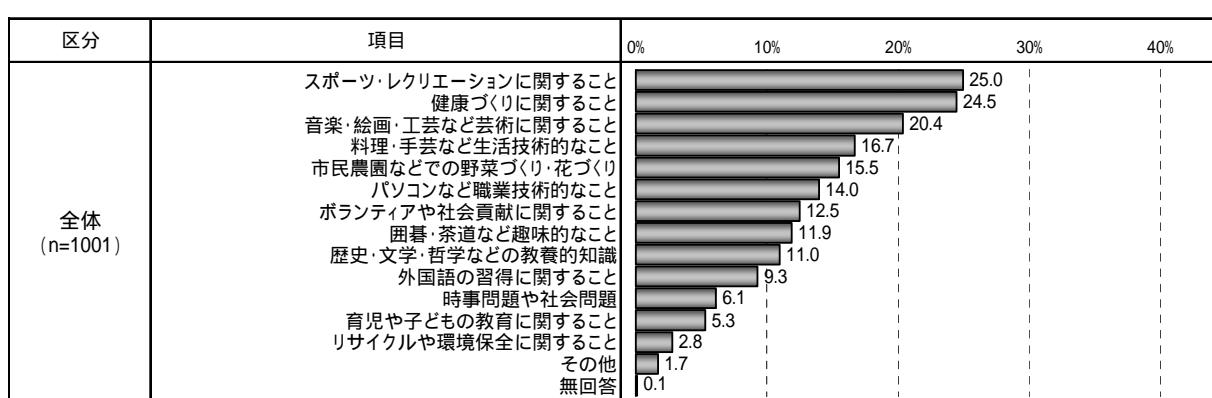
我が国における生涯教育は、職業教育等実利的な面よりも、むしろ趣味や教養などの生きがいづくりが重視される傾向にあり、参画や協働を通じて社会的評価や自己実現を求める姿勢には、生涯教育の観点が含まれています。

「今後も続けたい」及び「今後取り組みたい」の合計、つまり生涯学習へ取り組む意向を持つ回答者の割合は 70.4% に達しています。

-2 生涯学習の取組内容

前の問い合わせ「今後も続けたい」または「今後取り組みたい」を選んだ方のみ、お答えください。

あなたは現在、どのようなことについて学びたい、取り組みたいと思いますか。
(2 つまで選択可)

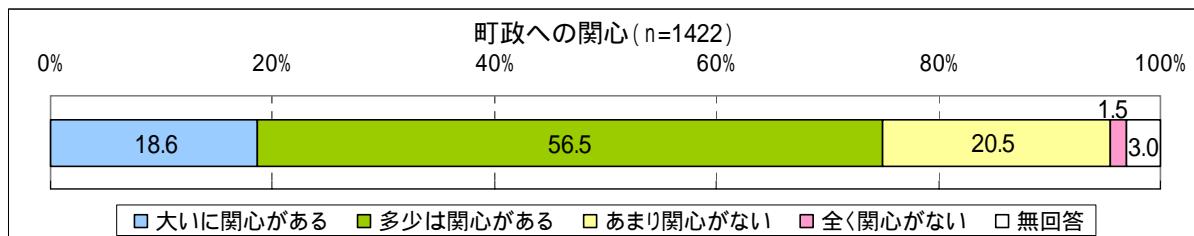


前問における生涯教育への取組意向を持った回答者 1001 名に対しその内容を尋ねた設問で、多様な選択肢は、趣味的なもの、実利的なもの、ボランタリーなものに大別されます。

特に突出したものはなく回答者の意見が分かれた結果となりましたが、「ボランティアや社会貢献」、「育児や子どもの教育」、「リサイクルや環境保全」といったボランタリーな分野での回答率は、趣味的あるいは実利的分野に及びませんでした。

町政への関心度

あなたは、町政にどの程度関心がありますか。(択一)

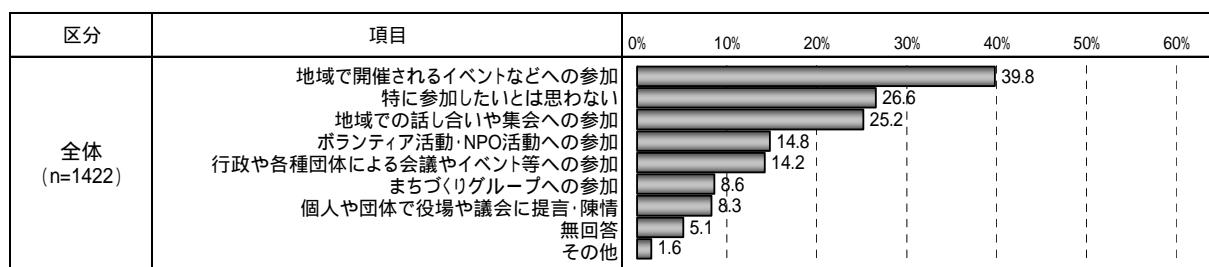


町政に多少なりとも関心がある「大いに関心がある」あるいは「多少は関心がある」の合計は、75.1%と、回答者の4分の3を占めています。

当該設問の表現だけで回答者のまちづくり分野における協働意向を読み取ることは不可能ですが、大半の回答者が少なくとも町政への関心を示しています。

まちづくりへの参加方法

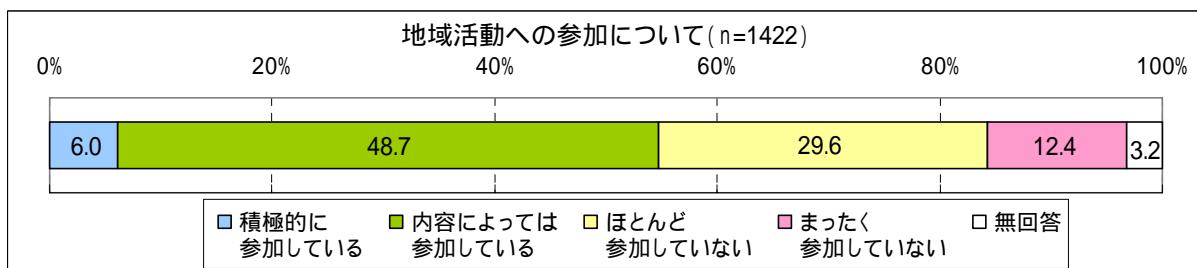
あなたは、どのような形でまちづくりに参加したいと思いますか。
(2つまで選択可)



イベントや集会への参加との受動的な回答が多く、「ボランティア活動や NPO 活動」や「まちづくりグループ」といった主体的な参加方法は支持を集めませんでした。

まちづくりへの参加頻度

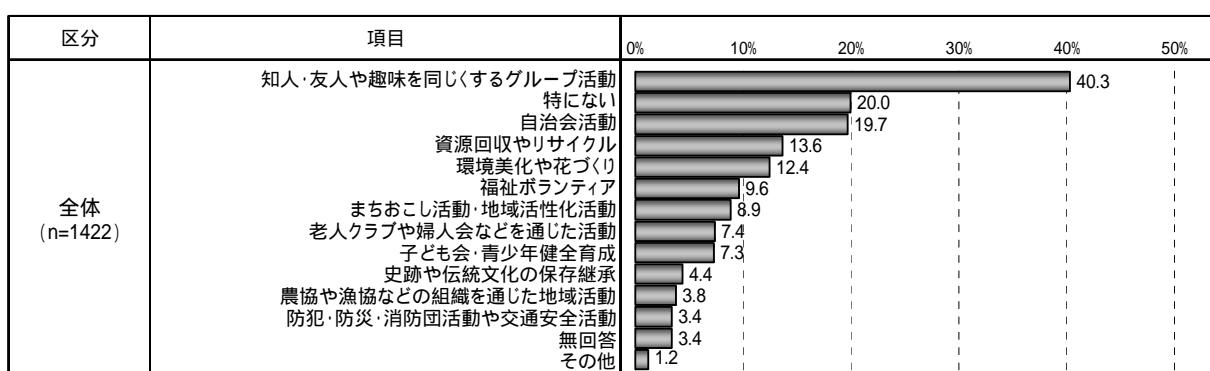
地域や各種のグループなどで行われる様々な地域活動は、これからまちづくりの大きな原動力となります。あなたは、地域活動にどの程度参加していますか。(択一)



地域活動に「積極的に参加している」回答者は 6.0% にすぎませんが、これに「内容によっては参加している」を加えた多少なりとも参加している回答者は 54.7% と過半数を占めています。

今後参加したい活動内容

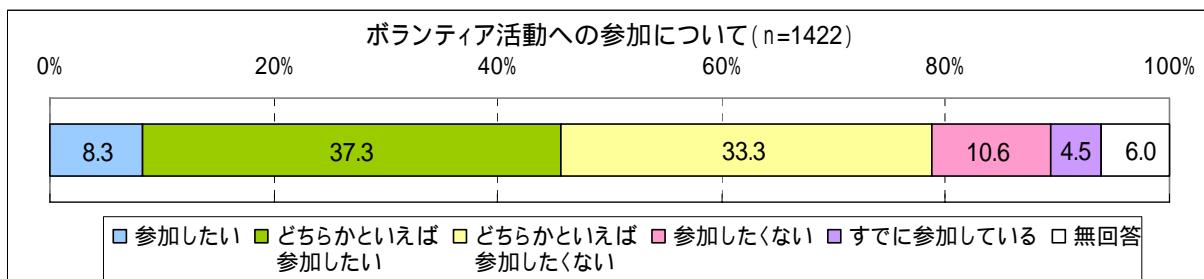
あなたが、次の活動の中で今後（今後とも）参加したいと思うものは何ですか。
(2 つまで選択可)



きわめて私的な「知人・友人や趣味を同じくするグループ活動」(40.3%) が突出し、これに「特ない」(20.0%) 及び「自治会活動」(19.7%) が横並びで続き、以下「資源回収やリサイクル」13.6%、「環境美化や花づくり」(12.4%) となりました。自治会活動以下の項目は、大半が地域貢献や地域活性化に資する活動となっており、それぞれは高くはありませんが、幅広い分野で一定の支持を集めています。

-1 ボランティア活動への参加意向

あなたは、ボランティア活動に参加したいと思いますか（択一）



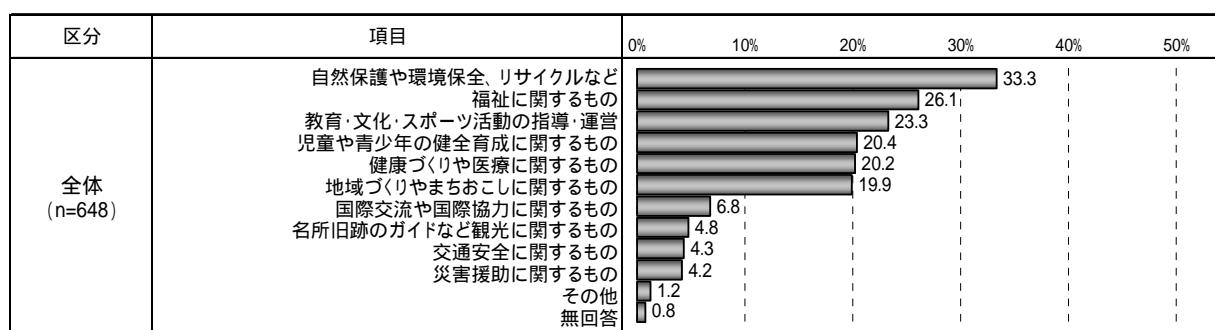
ボランティアに多少なりとも参加の意志がある「参加したい」と「どちらかといえば参加したい」との合計は45.6%、「これにすでに参加している」回答者を加えると50.1%とほぼ半数を占めています。

一方、参加に否定的なグループでも、確固たる「参加したくない」意志を持った回答者は10.6%にすぎず、33.3%が「どちらかといえば参加したくない」との回答でした。

-2 今後参加したいボランティア活動内容

前の問い合わせ「参加したい」「どちらかといえば参加したい.」を選んだ方のみ、お答えください。

あなたは、どのようなボランティア活動に参加したいと思いますか。（2つまで選択可）



前問にてボランティア活動への参加意向を示した 648 名にその内容を尋ねた設問です。

「自然保護や環境保全、リサイクルなど」が 33.3%で第 1 位、これに第 2 位の「福祉に関するもの」から第 6 位の「地域づくりやまちおこしに関するもの」までが僅かの差で続いており、多様なボランティア活動への参加意欲が示されています。

(3) 意識調査結果の総括

- ・ 個別に各設問の回答結果を見ると、まちづくりへの関与の意向が決して高いとは言えないものもありますが、これまで本町で「協働」推進に向けた具体的な情報提供や働きかけ、環境整備等が行われなかった中での意識調査であるという点に留意する必要があります。
- ・ 町政への関心やボランティアへの取組意向などから総合的に見ると、それなりにまちづくりへの参加意向を読み取ることが可能ですが、情報不足や誤解により実際に行動に移すことを躊躇している人々の存在も否定できません。
- ・ まちづくりへの参画・協働は、あくまでも住民の主体的な意志によることは言うまでなく、何よりもまず適切で効果的な情報提供と地域全体での正しい認識の共有が求められています。

4. 本町における地域コミュニティ組織の現状と課題

本町においては、2種類の地域コミュニティ組織があります。ひとつは、小規模＝基本的な自治組織である「自治会」であり、もうひとつは、中規模＝原則として小学校区ごとに作られた「地区コミュニティ組織」です。この2種類の地域コミュニティ組織が両輪となって、地域に密着した様々な活動を行っています。

(1) 自治会

【長与町の自治会組織】

- 町内には、49自治会が活動しています。

【目的】

- 地域住民の親睦を図り、結びつきを深めながら、地域の課題を解決し、安全で住みよいまちづくりを目指しています。

【事業等例】

- 町民体育祭等町の行事への参加、祭り・スポーツ・レクリエーション大会等の開催、防災・防犯活動、資源物の収集、地区清掃、地域内の陳情・要望等の取りまとめ、町関係資料等の配付など行政などの情報の伝達・調整、募金活動等。

【財政支援】

- 町より「自治会振興補助金」として下記金額が支給されています。
均等割額 50,000円 + 世帯割額 1,500円 × 世帯数

【拠点施設】

- 基本的に、各自治会に地域公民館が設置されています。
(自主防災センターの名称であったり、2自治会で一つの公民館を利用している事例もあります。)

(2) 地区コミュニティ組織

【長与町の地区コミュニティ組織】

- 町内に、小学校区を基本として、5つの地区コミュニティ組織が設立されています。
- 1団体は昭和47年度に旧自治省の指定により、他の4団体は平成14~15年度に行政主導で設立されました。
- 組織の名称は、1団体が「地区コミュニティ活動推進会議」、他の4団体は「地区コミュニティ運営協議会」となっています。
- 組織は、自治会の代表だけではなく、老人クラブ・子ども会・消防団・民生児童委員・地域公民館・PTA・学校代表等の各団体の代表から組織されています。

【目的】

- ・ 1団体は「地区住民の親睦と融和、環境と福祉、文化の向上発展のために活動する」とし、1団体は「地区住民の総意に基づき連携協調して事業活動を展開し、社会福祉・安全・福祉・健康・環境・住民の連帯等地区活動の推進を図る」とし、他の3団体は「住民の総意に基づき連携協調して快適な生活が実現できるようにコミュニティづくりを推進する」としています。

【事業等例】

- ・ 各種スポーツ大会、囲碁・将棋・カルタ大会、講演会、交流イベント、青少年キャンプ、作品展、危険箇所点検、各種研修、環境パトロール、防犯パトロール、平和事業、高齢者サロン運営、ホタルの里づくり、ミニコミ誌発行、子ども 110 番マップ作成等を実施しています。

【財政支援】

- ・ 各団体一律に年額 90 万円が補助金として支給されています。

【拠点施設】

- ・ 各団体の事務局スペースは、各町立公民館及び施設または長与南交流センター内に確保されています。

長与町内の地区コミュニティ組織

地区名	設立年月日	自治会数	事務局
高田地区コミュニティ活動推進会議	昭和 47 年 7 月 29 日	10 自治会	ふれあいセンター
長与北部地区コミュニティ運営協議会	平成 14 年 11 月 24 日	12 自治会	北部地区多目的研修集会施設
上長与地区 コミュニティ運営協議会	平成 14 年 12 月 1 日	10 自治会	上長与地区公民館
長与中央地区 コミュニティ運営協議会	平成 14 年 12 月 7 日	7 自治会	長与町公民館
長与南地区 コミュニティ運営協議会	平成 15 年 7 月 19 日	10 自治会	長与南交流センター(規約上)

(3) 課題

- ・ 核家族化や地域の構成員としての自覚の欠如などから、自治会・地区コミュニティ組織活動への関心が低下し、役員の担い手の不足や役員の固定化、高齢化を招いています。
- ・ ワンルームマンションや賃貸住宅の増加等もあり、若い世代の自治会への加入が減少しているとともに、独居高齢者の自治会脱会が増加傾向にあります。

5. 本基本方針の策定経過

本基本方針の策定に際しては、町長からの委嘱により、地区コミュニティ組織及び関係組織・団体の役員等、計 17 名からなる「長与町協働のまちづくり推進会議」が組織され、基本方針の方向性や内容について活発な議論が交わされました。

都合 6 回の会議とパブリックコメントを経たのち、平成 24 年 2 月 16 日に町長へ最終方針案が報告されましたが、その具体的な経過は、以下のとおりです。

会議等	日 程	内 容
第1回会議	平成 23 年 3 月 3 日	協働を取り巻く現下の社会情勢 時代の潮流 新しい公共円卓会議による「新しい公共」宣言 協働の一般的手法と本町の取組状況等 まちづくりの概念図 協働の一般的手法 協働取組状況調査結果 協働担い手調査結果 町民意識調査結果
第2回会議	平成 23 年 3 月 30 日	本町を取り巻く諸情勢等 長与町第 8 次総合計画 とうけいながよ(統計資料集) 県の取組 基本方針目次案について 本町における地域コミュニティ組織の現状と課題
第3回会議	平成 23 年 7 月 26 日	基本方針案について
第4回会議	平成 23 年 9 月 1 日	基本方針案について
第5回会議	平成 23 年 11 月 24 日	基本方針案について
パブリック コメント	平成 24 年 1 月 5 日～ 平成 24 年 1 月 31 日	ホームページ上及び町内 5 公共施設で実施
第6回会議	平成 24 年 2 月 16 日	パブリックコメントの結果及び対応 基本方針案の最終とりまとめ
町長へ報告	平成 24 年 2 月 16 日	基本方針最終案を町長へ報告

長与町協働のまちづくり推進会議委員名簿

番号	役職	氏名
1	会長	峰 忠彦
2	副会長	柳原 邦弘
3	委員	秦 章男() 成澤 健夫
4	委員	花田 淳司
5	委員	長野 久美子
6	委員	内田 政信
7	委員	熱田 紀子
8	委員	待鳥 健次
9	委員	吉川 廣美
10	委員	宗岡 清治() 一ノ瀬 和弘
11	委員	阿部 成人
12	委員	前田 純弘
13	委員	安藤 賢二
14	委員	河野 龍二() 森 泰三
15	委員	吉丸 尚眞
16	委員	田中 幸利
17	委員	荒川 長() 谷村 繁光

()は、平成 23 年度限りで退任された委員
 下段は、平成 24 年度に新たに就任された委員